



2021年11月18日

各 位

会 社 名 鹿 島 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 天 野 裕 正  
(コード番号 1812 東証・名証各第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 高 林 宏 隆  
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

### 当社に対する仲裁申立てへの仲裁判断に関するお知らせ

当社は、2018年11月19日付適時開示「当社に対する仲裁の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社を代表企業とする共同企業体で施工を行った東西高速道路路東工区建設工事（アルジェリア）に関して、共同企業体の構成員である大成建設株式会社、西松建設株式会社、株式会社安藤・間（以下、3社を総称して「申立人」といいます。）から損害賠償等を求める仲裁の申立てを受け、仲裁手続を継続しておりました。

今般、2021年11月17日に、一般社団法人日本商事仲裁協会から仲裁判断を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 仲裁判断の内容

本仲裁申立てにおいて、申立人は、当社に対して、損害賠償等として821億1,590万6,833円、252億6,223万352アルジェリアディナール（1アルジェリアディナール＝0.8296円換算で約209億5,755万円）、及び27万3,316ユーロ（1ユーロ＝132.77円換算で約3,629万円）の支払いを求めておりましたが、本仲裁判断は、申立人の請求の一部のみを認め、当社が申立人に対して55億8,348万2,797円を支払うことを命じる判断を示しました。当該判断は当社の義務違反に基づく損害賠償請求を認容したのではなく、当社が共同企業体の財産として管理している余剰資金の分配請求を認容したものです。なお、併せて上記認容金額に対する商事法定利率による金員の支払いを命じています。その一方で、本仲裁判断は、仲裁手続の費用（当社が支出した弁護士費用等を含む。）のうち3億1,847万6,562円を申立人が当社に対して支払うよう命じる判断を示しました。

## 2. 仲裁判断が業績に与える影響

本仲裁判断による業績への影響は軽微であるため、2021年11月9日に公表しました2022年3月期の業績予想に変更はございません。

以 上

(参考)

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事名称 | 東西高速道路東工区建設工事（アルジェリア）                      |
| (2) 発注者  | アルジェリア公共事業・交通省高速道路公団（ANA）                  |
| (3) 施工者  | 鹿島、大成、西松、安藤・間、伊藤忠共同企業体（COJAAL）             |
| (4) 工事概要 | ボルジ・ブ・アレーリジ～チュニジア国境まで（約400km）の<br>高速道路建設工事 |